

東日本大震災に対する人事・労務緊急対策について

第2回目(3月15日)

このたびの、東日本大震災に対する会社(人事労務部門)が行うべき緊急対策について、情報を提供しております。今後の対応についてご参考にしていただければと思います。

2回目

- 1) 緊急雇用対策
- 2) 内定者への対応
- 3) 資金調達
- 4) 労働保険料の納期延期措置

1回目(3月14日配信済み)

- 1) 災害発生初期対応(従業員の安否確認など)
- 2) 被災され負傷された従業員への対応(社会保険)について
- 3) 震災における労務管理 Q&A

過去のレポートはこちらから

<http://www.jinji-roumu.com/2011.html>

3回目(3月16日配信予定)

- 1) メンタルヘルス
- 2) 長期休業者への対応

1) 緊急雇用対策

- ① 厚生労働省は、今回の地震により事業の継続が困難となった災害救助法指定地域の事業所から、一時的に離職せざるを得ない方の生活を保障するため、事業再開後の再就職が予定されている方であっても、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施すると発表しました。これにより、災害の影響で一時的に失業し、事業再開後に再就職が予定されている人は、本来は雇用保険の失業手当を受給することはできませんが、この要件を緩和して、再就職が予定されている場合でも、仕事に就けない間、失業手当を受給できるようになりました。
- ② 厚生労働省は、失業給付を受給されている被災された方々の便を図るため、特例的に住所地以外のハローワークでも受給できるように実施すると発表しました。本来は住所地のハローワークでないと手続きができませんが、これにより、住所地以外のハローワークでも、失業手当を受給できるようになりました。
- ③ 失業の不安や雇用の維持など、被災中の様々な仕事に関する相談に対応するため、特別相談窓口がハローワークの各拠点に設置されます。

2) 内定者への対応

内定の法的効力、内定取消しについて

今回の震災により、予定していた新卒採用などが困難になる会社も出てくるものと思われます。内定者の法律上の取り扱いは、原則として「労働契約」自体は締結されていますが、まだ入社していないため、会社の就業規則の適用は受けない立場となります。

よって、会社が正式に内定を正式にだしている場合、そこには「労働契約」が成立しており、原則として会社側からの一方的な内定取り消しはできません。

ただし、例外として過去の判例において、以下のような合理的な理由があれば内定取り消しが認められています。

- ① 「卒業したら採用する」「この資格が取れば採用する」といった条件付の内定だったが、その条件を満たされなかった場合
- ② 採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合（例えば健康異常の発生など）
- ③ 重大な不適格事由の発生した場合（犯罪行為による逮捕、起訴など）

例えば、今回地震により、予定していた大学の卒業ができなかった、というような場合は①にあたる可能性があります。

ただし、地震の影響での会社の業績悪化や規模の縮小による内定取り消しは、会社側の一方的な「労働契約の解除」になってしまいます。このような場合は、会社はなんらかしらの金銭的保証をしなければならないでしょう。また、本当に採用が困難なほど業績が悪化しているのかを内定者に説明する義務があります。

<裁判例 大日本印刷事件(昭和54年7月20日)賃金+慰謝料100万円とされた例>

最高裁の判決では採用内定により、労働者が働くのは大学卒業直後とし、それまでの間に企業と学生が取り交わした誓約書に記載されている採用内定取消し事由があれば会社が解約することができることを約した労働契約が成立したと認めるのが相当であるとした。したがって会社の採用内定取消しは、解約の事由が社会通念上相当として是認することができるものである場合のみ取消しが可能としている。

また、企業側からの内定取消しが、上記のような解約権の行使として合理的で社会通念上相当と認められないような場合には、内定を取り消されたものは、債務不履行（誠実義務違反）または不法行為（期待権侵害）として損害賠償を求めることが可能としている。この事件では、企業側からの内定取消しが社会通念上相当と認められず、内定者の雇用関係が成立したことを前提とした賃金支払いの請求を認めたケースになり、内定者に対しての賃金支払いと慰謝料100万円の支払いを認めたケースになる。

企業としては、このような非常事態に対して、入社時期を数ヶ月遅らせるたり、内定者へ状況を説明して内定者からの同意をとるなど、できるだけ雇用を確保する努力が求められるでしょう。

3) 資金調達について

厚生労働省は、今回の災害の発生に伴う初動の被災生活衛生関係事業者等対策として、特別相談窓口の設置等を平成23年3月11日に行っています。また、激甚災害法に基づく激甚災害として指定されたことを受け、被害を受けた生活衛生関係事業者等の対策として、株式会社日本政策金融公庫における災害貸付の金利引き下げの措置を講ずることとしました。

災害貸付の概要としては、被害を受けた生活衛生関係事業者等(営業者、組合、理容師・美容師養成施設)に対して、日本政策金融公庫の災害融資について、特段の措置として、0.9%の金利引き下げが行われます。

平成23年(2011年)東日本大震災による災害により被害を受けた生活衛生関係業者等への対策について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014iwa.html>

4) 労働保険料の納期延期措置

厚生労働省は、被災地域における事業所について、労働保険料(一般拠出金を含む)の納付期限の延長及び猶予を行う旨を都道府県労働局長に通知しました(3月14日 労働基準局労災補償部労働保険徴収課)。本来、労働保険料の納付期限は7月(3回に分納する場合は7月、10月、1月)なのですが、被災地の企業は、これを延期することができるようになります。

以上の情報についてのご質問などは、(有)人事・労務まで、ご質問ください。

有限会社人事・労務

(本社)	(新潟支社) 〒940-0064
〒111-0036	新潟県長岡市殿町 2-3-9-3F (崇徳館内)
東京都台東区松が谷 3-1-12	TEL0258-37-5566 FAX0258-37-5595
松が谷センタービル 5F	
TEL03-5827-8217	(横浜オフィス) 〒212-0058
FAX03-5827-8216	神奈川県川崎市幸区鹿島田 974-13
(e-mail) info@jinji-roumu.com	クォーターキューブ新川崎 202
(URL) http://www.jinji-roumu.com	TEL044-522-6580 FAX044-522-6820

日本ES開発協会 (URL) <http://www.jinji-es.com/>